

商品概要説明書

J A新規就農応援資金

(令和7年4月1日現在)

商品名	J A新規就農応援資金
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当 J Aの組合員（正組合員、准組合員）の方、または、組合員（正組合員・准組合員）となることが見込まれる農業者等の方。 ○ 認定新規就農者で次の要件を満たされる方。 ①就農開始5年目までの方。 ②原則として個人（一戸一法人を含む）。 ③原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。 ○ 貸付年齢は、原則 55 歳未満となります。 ○ 原則として新潟県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ新潟県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農業経営にかかる設備・運転資金 ※ 生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可能です。 ※ 農地取得資金は対象外となります。
借入金額	○ 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	【長期資金】 ○ 17 年以内（据置期間5年以内）。就農経過年数によって融資期間が異なります。詳細については、当 J Aの融資窓口にお問い合わせください。 【短期資金】 ○ 1 年以内
借入利率	○ 当 J A所定の利率といたします。詳細については、当 J Aの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 手形借入または証書借入とします。
返済方法	【長期資金】 ○ 元金の返済方法は、元金均等年賦返済（毎回、一定額の元金を年1回支払う方法）とし、返済日は任意の特定月の20日とします。 ○ 利息の返済方法は、元金残高に応じた利息を、原則として以下の①または②の期日にお支払いいただきます。 ① 年1回支払い：元金返済日 ② 年2回支払い：元金返済日および元金返済日の6カ月後の応当日

	【短期資金】 ○ 手形借入における期日一括返済。 ○ 利息は原則として一括前取となります。												
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことができます。												
保証	○ 原則として新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。												
保証料	○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率（無担保）は年 0.43％（または年 0.38％）です。 【お借入額 100 万円の場合の一括前払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td></tr><tr><td>年 0.43％の場合</td><td>4,257 円</td><td>12,603 円</td><td>22,729 円</td></tr><tr><td>年 0.38％の場合</td><td>3,762 円</td><td>11,137 円</td><td>20,085 円</td></tr></table> ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.43％（または年 0.38％）です。	お借入期間	1 年	5 年	10 年	年 0.43％の場合	4,257 円	12,603 円	22,729 円	年 0.38％の場合	3,762 円	11,137 円	20,085 円
お借入期間	1 年	5 年	10 年										
年 0.43％の場合	4,257 円	12,603 円	22,729 円										
年 0.38％の場合	3,762 円	11,137 円	20,085 円										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：0 2 5－2 7 0－2 2 6 0)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：0 2 5－2 2 2－5 5 3 3） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。												

その他	○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として新潟県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、別途電子契約サービス手数料が必要となる場合があります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。
------------	--

J A新潟市